

指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

一般財団法人周行会 内科佐藤病院通所リハビリテーション事業所運営規程

第1条 一般財団法人周行会が開設する内科佐藤病院（以下「当事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「通所リハビリテーション等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 当事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 指定通所リハビリテーション等の提供に当たり従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、要介護者等の生活機能の維持または向上をめざすものとする。
- 2 指定通所リハビリテーション等の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 ： 内科佐藤病院
- （2） 所在地 ： 宮城県仙台市青葉区上杉二丁目3番17号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- （1） 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2） 従業者
医師 1名以上（常勤兼務、管理者と兼務）
理学療法士 2名以上（常勤兼務）
作業療法士 2名以上（常勤兼務）
言語聴覚士 1名以上（常勤兼務）
看護職員 2名以上（常勤兼務）
介護職員 5名以上（常勤専従）
ドライバー 1名以上（非常勤兼務）
従業者は、指定通所リハビリテーション等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 当事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。
但し、国民の祝日及び8月15日から8月16日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間
1単位目 9：30～11：00 2単位目 13：30～15：00
3単位目 15：00～16：30

(通所リハビリテーションの利用定員)

第7条 指定通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

- (1) 1単位毎 15名

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第8条 指定通所リハビリテーション等の内容は別表のとおりとし、指定通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、仙台市5区（青葉区、宮城野区、若林区、太白区、泉区）とする。
詳細は別表のとおりとする。

(身体の拘束等)

第10条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止等)

第11条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 12 条 従業者は、利用者に対して指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

(1) 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(相談・苦情処理)

第 13 条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定通所リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 5 年間保存する。

(非常災害および緊急時対策)

第 14 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

2 指定通所リハビリテーション等の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理)

第 16 条 当事業所は利用者の使用する施設又は設備について、衛生的な管理に務めるとともに、衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 当事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるために以下の体制を整備する。
 - (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 17 条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後において、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者およびその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(その他運営についての留意事項)

第 18 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
事業所は、従業員等の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 当事業所は、適切な通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上不必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることがないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般財団法人 周行会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

- ① 機能訓練
- ② 健康チェック
- ③ 送迎
- ④ リハビリマネジメント（介護給付・予防給付）
- ⑤ 運動器機能向上（介護予防）
- ⑥ サービスの提供体制
- ⑦ 介護処遇改善
- ⑧ その加算等

通常の仕事の実施地域詳細

青葉区 上杉 二日町 広瀬町 昭和町 一番町 木町 八幡 国見 桜ヶ丘 中山 鷺ヶ森 台原
東照宮 小松島 中江 小田原 宮町 錦町 本町 大手町 立町 荒巻 片平 北山 山手町
葉山町 荒巻神明 昭和町 堤通雨宮 柏木 三条町・・・隣接地区
宮城野区 幸町 小田原・・・隣接地区
若林区 新寺・・・隣接地区
太白区 越路・・・隣接地区
泉区 南光台 旭ヶ丘・・・隣接地区